

令和7年度

各会計予算

札幌市

一	般	会	計		1頁								
歳			入		2								
歳			出		6								
特	別	会	計		39								
土	地	区	画	整	理		39						
駐		車		場		43							
母	子	父	子	寡	婦	福	祉	資	金	貸	付		47
国	民	健	康	保	險		51						
後	期	高	齡	者	医	療		55					
介	護	保	險		59								
基			金		63								
公			債		67								
企	業	会	計		69								
病	院	事	業		69								
中	央	卸	売	市	場	事	業		73				
軌	道	整	備	事	業		77						
高	速	電	車	事	業		81						
水	道	事	業		87								
下	水	道	事	業		91							

令和 7 年度札幌市一般会計予算

令和 7 年度札幌市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,266,600,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の 4 分の 1 に相当する額と定める。

令和 7 年（2025 年）2 月 13 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市 税		372,300,000 千円
	1 市 民 税	179,648,000
	2 固 定 資 産 税	134,646,000
	3 軽 自 動 車 税	3,121,000
	4 た ば こ 税	16,098,000
	5 入 湯 税	363,000
	6 事 業 所 税	9,007,000
	7 都 市 計 画 税	29,417,000
2 地 方 譲 与 税		5,642,000
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,415,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,829,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000
	4 石 油 ガ ス 譲 与 税	46,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	351,000
3 利 子 割 交 付 金		251,000
	1 利 子 割 交 付 金	251,000
4 配 当 割 交 付 金		966,000
	1 配 当 割 交 付 金	966,000

款	項	金 額
5 株式等譲渡所得割金 交 付 金		1,672,000 ^{千円}
	1 株式等譲渡所得割金 交 付 金	1,672,000
6 分離課税所得割交付金		345,000
	1 分離課税所得割金 交 付 金	345,000
7 法人事業税交付金		4,746,000
	1 法人事業税交付金	4,746,000
8 地方消費税交付金		54,248,000
	1 地方消費税交付金	54,248,000
9 ゴルフ場利用税交付金		92,000
	1 ゴルフ場利用税金 交 付 金	92,000
10 軽油引取税交付金		7,108,000
	1 軽油引取税交付金	7,108,000
11 自動車税環境性能割金 交 付 金		694,000
	1 自動車税環境性能割金 交 付 金	694,000
12 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		51,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	51,000
13 地方特例交付金		2,352,000
	1 地方特例交付金	2,314,000
	2 新型コロナウイルス 感染症対策地方税減収 補填特別交付金	38,000

款	項	金 額
14 地 方 交 付 税		156,300,000 ^{千円}
	1 地 方 交 付 税	156,300,000
15 交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金		524,000
	1 交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金	524,000
16 分 担 金 及 び 負 担 金		3,270,128
	1 負 担 金	3,270,128
17 使 用 料 及 び 手 数 料		22,885,668
	1 使 用 料	13,879,420
	2 手 数 料	9,006,248
18 国 庫 支 出 金		307,730,121
	1 国 庫 負 担 金	263,357,562
	2 国 庫 補 助 金	15,686,417
	3 国 庫 委 託 金	678,932
	4 国 庫 交 付 金	28,007,210
19 道 支 出 金		77,171,883
	1 道 負 担 金	63,149,657
	2 道 補 助 金	6,244,458
	3 道 委 託 金	5,125,847
	4 道 交 付 金	2,651,921

款	項	金 額
20 財 産 収 入		10,468,580 千円
	1 財 産 運 用 収 入	698,672
	2 財 産 売 払 収 入	9,769,908
21 寄 附 金		5,774,549
	1 寄 附 金	5,774,549
22 繰 入 金		31,211,043
	1 特 別 会 計 繰 入 金	160,608
	2 基 金 繰 入 金	31,050,435
23 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
24 諸 収 入		115,318,018
	1 延 滞 金 加 算 金 料 及 び 過 料	162,020
	2 他会計貸付金元利収入	539,005
	3 貸 付 金 元 利 収 入	93,365,631
	4 受 託 事 業 収 入	122,933
	5 雑 入	21,128,429
25 市 債		85,479,000
	1 市 債	85,479,000
歳 入 合 計		1,266,600,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,665,696
	1 議 会 費	1,665,696
2 総 務 費		56,889,234
	1 総 務 管 理 費	29,005,812
	2 市 民 生 活 費	21,040,014
	3 税 務 費	5,879,171
	4 選 挙 費	871,305
	5 人 事 委 員 会 費	70,914
	6 監 査 委 員 費	22,018
3 保 健 福 祉 費		512,403,993
	1 社 会 福 祉 費	145,917,913
	2 子 ど も 福 祉 費	150,685,632
	3 老 人 福 祉 費	12,110,832
	4 生 活 保 護 費	136,019,746
	5 健 康 衛 生 費	67,669,870
4 環 境 費		34,502,631
	1 環 境 計 画 費	1,226,488
	2 清 掃 事 業 費	33,276,143
5 経 済 費		102,956,189
	1 商 工 労 働 費	102,362,730
	2 農 政 費	593,459

款	項	金 額
6 土 木 費		127, 220, 481 ^{千円}
	1 土 木 総 務 費	406, 759
	2 道 路 橋 り ょ う 費	70, 315, 262
	3 河 川 費	2, 585, 517
	4 都 市 計 画 費	12, 457, 474
	5 都 市 開 発 費	11, 360, 149
	6 公 園 緑 化 費	10, 518, 404
	7 建 築 費	19, 576, 916
7 消 防 費		11, 734, 843
	1 消 防 費	11, 734, 843
8 教 育 費		72, 612, 760
	1 教 育 委 員 会 費	19, 681, 665
	2 幼 稚 園 費	63, 814
	3 小 学 校 費	8, 538, 866
	4 中 学 校 費	5, 119, 093
	5 高 等 学 校 費	759, 042
	6 特 別 支 援 学 校 費	356, 318
	7 学 校 保 健 給 食 費	17, 164, 622
	8 生 涯 学 習 費	2, 753, 076
	9 学 校 整 備 費	18, 176, 264
9 公 債 費		93, 162, 000
	1 公 債 費	93, 162, 000
10 諸 支 出 金		89, 521, 573
	1 財 産 取 得 費	182, 207
	2 他 会 計 繰 出 金	89, 339, 366

款		項	金 額
11 職 員 費			千円 163,430,600
	1 職 員 費		163,430,600
12 予 備 費			500,000
	1 予 備 費		500,000
歳 出 合 計			1,266,600,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
札幌市議会本会議における 会 議 録 原 稿 作 成 等	令 和 8 年 度	7,000
札幌市議会本会議及び 特 別 委 員 会 等 中 継	令 和 8 年 度 か ら 令 和 12 年 度 ま で	56,000
庁 舎 等 清 掃 ・ 警 備 等	令 和 8 年 度	2,100,000
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	140,000
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	21,000
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	12,000
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 12 年 度 ま で	15,000
設 備 ・ 機 器 等 保 守 点 検 等	令 和 8 年 度	2,100,000
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	7,000
シ ス テ ム ・ サ ー バ 等 保 守	令 和 8 年 度	6,700,000
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	2,300,000

事 項	期 間	限 度 額
	令和8年度から 令和10年度まで	73,000
	令和8年度から 令和11年度まで	228,000
配 送 ・ 運 搬 等	令和8年度	1,200,000
複 写 サ ー ビ ス	令和8年度	105,000
ホームページ等運営管理	令和8年度	4,000
市政情報提供システム運用	令和8年度	3,000
	令和8年度から 令和10年度まで	60,000
物 品 等 リ ー ス 等	令和8年度	135,000
	令和8年度から 令和10年度まで	4,800
	令和8年度から 令和12年度まで	850,000
	令和8年度から 令和13年度まで	165,000
行政事務センター運営	令和8年度から 令和10年度まで	210,000

事 項	期 間	限 度 額
健 康 診 断	令 和 8 年 度	440,000
メ ン タ ル ヘ ル ス	令 和 8 年 度	8,000
デ ー タ 等 処 理	令 和 8 年 度	500,000
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	370,000
新 採 用 職 員 研 修	令 和 8 年 度	11,000
ふ る さ と 納 税 関 係	令 和 8 年 度	902,000
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	2,100,000
広 報 誌 等 制 作 等	令 和 8 年 度	267,000
成 果 指 標 ア ン ケ ー ト	令 和 8 年 度	2,600
広 報 番 組 等 制 作 等	令 和 8 年 度	2,000
法 律 相 談	令 和 8 年 度	11,000
コ ー ル セ ン タ ー 運 営 管 理	令 和 8 年 度	6,000

事 項	期 間	限 度 額
外国人相談窓口運営等	令和8年度	46,000
医療受診サポート	令和8年度	5,000
札幌国際交流館運営管理	令和8年度から 令和9年度まで	3,612
札幌留学生交流センター 運営管理	令和8年度から 令和9年度まで	2,558
地域おこし協力隊の活用	令和8年度から 令和9年度まで	24,000
公共施設バリアフリー化促進	令和8年度	46,000
	令和8年度から 令和9年度まで	230,000
燃料電池車両 運用実証及びPR	令和8年度から 令和10年度まで	15,000
官民連携窓口運営	令和8年度	21,000
マイナンバーカード利用支援	令和8年度	2,300
証明郵送センター運営	令和8年度	280,000
デジタル人材育成研修	令和8年度	5,000

事 項	期 間	限 度 額
証 明 書 コ ン ビ ニ 交 付	令 和 8 年 度	109,000
菊 水 分 庁 舎 改 修	令 和 8 年 度	161,000
シ ス テ ム 標 準 化 関 係	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	3,800,000
ネ ッ ト ワ ー ク 再 構 築 関 係 等	令 和 8 年 度	710,000
市 債 格 付 け 取 得	令 和 8 年 度	3,000
財 務 書 類 等 作 成	令 和 8 年 度	5,000
債 務 者 相 続 人 調 査	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	44,000
市 税 等 納 付 勧 奨	令 和 8 年 度	4,000
口 座 振 替 授 受 代 行	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	9,000
ま ち づ く り セ ン タ ー 地 域 自 主 運 営	令 和 8 年 度	121,000
N P O 法 人 設 立 助 関 連 業 務 等 補 助	令 和 8 年 度	2,200
廃 棄 物 処 理 等	令 和 8 年 度	510,000

事 項	期 間	限 度 額
財 務 会 計 シ ス テ ム 改 修	令 和 8 年 度	325,000
区 民 セ ン タ ー 等 運 営 管 理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	64,488
ま ち づ く り セ ン タ ー ・ 地 区 会 館 改 築 等 に 係 る 工 事 ・ 設 計 ・ 工 事 監 理 等	令 和 8 年 度	100,000
清 田 区 民 セ ン タ ー 移 転 ・ 整 備 に 係 る 設 計	令 和 8 年 度	98,000
フ ロ ア マ ネ ー ジ ャ ー 配 置 等	令 和 8 年 度	25,000
お お ば 比 呂 司 記 念 室 運 営 管 理	令 和 8 年 度	8,500
市 民 ロ ビ ー コ ン サ ー ト 準 備	令 和 8 年 度	2,000
札 幌 市 民 ギ ャ ラ リ ー 運 営 管 理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	2,172
教 育 文 化 会 館 運 営 管 理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	9,586
東 1 丁 目 劇 場 施 設 解 体	令 和 8 年 度	430,000
文 化 芸 術 施 設 に 係 る 工 事 ・ 工 事 監 理 等	令 和 8 年 度	584,000
時 計 台 運 営 管 理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	2,280

事 項	期 間	限 度 額
旧永山武四郎邸及び 旧三菱鉱業寮運営管理	令和8年度から 令和9年度まで	934
資料館運営管理	令和8年度から 令和10年度まで	2,076
消費生活支援	令和8年度	93,000
消費者被害防止ネットワーク	令和8年度	12,000
特定計量器検査	令和8年度	28,000
アイヌ文化体験コーナー 運営管理	令和8年度	21,000
配偶者暴力相談センター 運営管理	令和8年度	21,000
ステップハウス運営管理	令和8年度	2,000
性暴力被害相談	令和8年度	5,000
性的マイノリティ相談	令和8年度	3,000
企業訪問等業務	令和8年度	4,000
男女共同参画センター等 運営管理	令和8年度から 令和9年度まで	9,788

事 項	期 間	限 度 額
学校施設開放事業運営管理	令和 8 年 度	420,000
区体育館等運営管理	令和 8 年 度 か ら 令和 9 年 度 ま で	102,254
モエレ沼公園野球場運営管理	令和 8 年 度 か ら 令和 9 年 度 ま で	1,336
スポーツ交流施設運営管理	令和 8 年 度 か ら 令和 9 年 度 ま で	12,722
ジャンプ競技場等運営管理	令和 8 年 度 か ら 令和 9 年 度 ま で	6,166
大倉山ジャンプ競技場等改修	令和 8 年 度	160,000
札幌ドーム保全推進	令和 8 年 度	720,000
スポーツ施設リフレッシュ	令和 8 年 度	50,000
	令和 8 年 度 か ら 令和 9 年 度 ま で	55,000
厚別公園競技場保全	令和 8 年 度	350,000
公衆無線 LAN 等運用	令和 8 年 度	31,000
市税コンビニエンス ストア収納代行	令和 8 年 度	95,000

事 項	期 間	限 度 額
預 金 調 査	令 和 8 年 度	6,700
地 域 福 祉 推 進	令 和 8 年 度	28,000
情 報 セ ン タ ー 運 営	令 和 8 年 度	20,000
社 会 福 祉 総 合 セ ン タ ー 等 運 営 管 理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	3,162
業 務 用 自 転 車 賠 償 責 任 保 険	令 和 8 年 度	1,000
個 別 避 難 計 画 推 進	令 和 8 年 度	18,000
中 国 残 留 邦 人 等 支 援	令 和 8 年 度	12,000
意 思 疎 通 支 援 等	令 和 8 年 度	131,000
障 が い 者 ス ポ ー ツ 大 会 開 催	令 和 8 年 度	6,000
地 域 ぬ く も り サ ポ ー ト セ ン タ ー 運 営	令 和 8 年 度	20,000
元 気 シ ョ ッ プ 運 営	令 和 8 年 度	5,000
障 が い 者 就 業 ・ 生 活 相 談 支 援 等	令 和 8 年 度	130,000

事 項	期 間	限 度 額
パーソナルアシスタンス サポートセンター運営	令和 8 年 度	20,000
元気ジョブアウトソーシング センター 運 営	令和 8 年 度	28,000
指定障害福祉サービス 事業者等運営指導	令和 8 年 度 か ら 令和 9 年 度 ま で	390,000
心の健康づくり電話相談	令和 8 年 度	15,000
若者の自殺危機対応チーム	令和 8 年 度	10,000
医療的ケア児レスパイト事業 サポートセンター運営	令和 8 年 度	7,000
精神科救急情報センター運営	令和 8 年 度	29,000
ひきこもり対策推進	令和 8 年 度	36,000
子ども発達支援総合センター 運 営 管 理	令和 8 年 度	46,000
給 食 調 理 等	令和 8 年 度	6,900,000
障がい者交通費助成定型事務	令和 8 年 度 か ら 令和 12 年 度 ま で	157,000
障がい者相談支援等	令和 8 年 度	670,000

事 項	期 間	限 度 額
地域活動支援センター等 運営強化推進	令和 8 年 度	7,600
障害支援区分認定調査	令和 8 年 度 か ら 令和 10 年 度 ま で	185,000
障がい者 ICT サポートセンター運営	令和 8 年 度	7,000
在宅重度障がい者（児） 紙おむつサービス	令和 8 年 度	140,000
身体障がい者あんしんコール	令和 8 年 度 か ら 令和 10 年 度 ま で	4,000
障がい者緊急入所 受入先調整窓口運営	令和 8 年 度	9,000
児童福祉関係事務	令和 8 年 度	1,600
母子緊急一時保護	令和 8 年 度	12,000
ひとり親家庭等日常生活支援	令和 8 年 度	16,000
妊婦等生活支援	令和 8 年 度	10,000
ワーキング・マタニティ スクー	令和 8 年 度	2,600
公立保育所調理	令和 8 年 度 か ら 令和 10 年 度 ま で	183,000

事 項	期 間	限 度 額
医 療 的 ケ ア 児 看 護 師 配 置	令 和 8 年 度	160,000
保 育 士 等 支 援	令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	134,000
保 育 セ ン タ ー 運 営 管 理	令 和 8 年 度	10,000
保 育 料 収 納 事 務	令 和 8 年 度	5,500
子 育 て 援 助 活 動 支 援	令 和 8 年 度	40,000
病 児 ・ 病 後 児 保 育	令 和 8 年 度	134,000
さっぽろ子育てきずなメール 配 信 事 業 運 営	令 和 8 年 度	4,000
事 務 処 理 セ ン タ ー 等 運 営	令 和 8 年 度	30,000
子 ど も シ ョ ー ト ス テ イ	令 和 8 年 度	26,000
S N S に よ る 相 談 受 付	令 和 8 年 度	16,000
虐 待 通 告 対 応 員 派 遣	令 和 8 年 度	5,000
児 童 福 祉 司 等 義 務 研 修	令 和 8 年 度	6,000

事 項	期 間	限 度 額
訪 問 支 援 員 等 派 遣	令 和 8 年 度	5,000
ア ド ボ ケ イ ト 派 遣	令 和 8 年 度	3,300
支援コーディネーター等配置	令 和 8 年 度	27,000
ヤングケアラー支援推進	令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	23,000
こ だ も の 劇 場 運 営 管 理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	2,204
若 者 出 会 い 創 出	令 和 8 年 度	26,000
東 山 児 童 会 館 運 営 管 理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	1,842
元 町 北 ポ プ ラ 児 童 会 館 運 営 管 理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	1,396
児 童 会 館 等 運 営 管 理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	211,054
ミ ニ 児 童 会 館 運 営 管 理	令 和 8 年 度	2,497,000
放 課 後 子 ど も 教 室	令 和 8 年 度	12,000
若 者 支 援 施 設 運 営 管 理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	8,806

事 項	期 間	限 度 額
在 宅 高 齢 者 等 支 援	令 和 8 年 度	4,000
有 料 老 人 ホ ー ム 届 出 事 務	令 和 8 年 度	3,200
健康ポイント事業事務局運営	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	262,000
敬 老 優 待 乗 車 証 各 種 様 式 印 字 ・ 封 入 封 緘	令 和 8 年 度	30,000
軽 費 老 人 ホ ー ム 運 営 管 理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	7,014
老 人 福 祉 セ ン タ ー 運 営 管 理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	14,578
生 活 支 援 ハ ウ ス 運 営 管 理	令 和 8 年 度	60,000
生 活 困 窮 者 福 祉 支 援	令 和 8 年 度	191,000
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	70,000
医 療 機 関 等 に お け る 感 染 症 版 B C P 策 定 促 進	令 和 8 年 度	8,500
新 生 児 マ ス ク リ ー ニ ン グ 検 査	令 和 8 年 度	50,000
救 急 安 心 セ ン タ ー 緊 急 対 応 待 機	令 和 8 年 度	28,000

事 項	期 間	限 度 額
夜間急病センター収納	令和8年度から 令和11年度まで	6,000
在宅医療支援	令和8年度	43,000
在宅医療連携拠点運営	令和8年度	44,132
B C G ワクチン購入	令和8年度	100,000
妊 娠 S O S 相 談	令和8年度	27,000
妊婦のための支援給付関係	令和8年度	110,000
受診券出力・封入封緘	令和8年度	9,000
小児慢性特定疾病 児童等自立支援	令和8年度	10,000
傷 害 保 険 契 約	令和8年度	100
健康づくりセンター運営管理	令和8年度から 令和9年度まで	8,044
民泊総合窓口運営	令和8年度	20,000
里塚霊園内施設整備	令和8年度	17,000

事 項	期 間	限 度 額
里 塚 斎 場 整 備 調 査	令 和 8 年 度	11,000
動 物 愛 護 管 理 セ ン タ ー 運 営 管 理 補 助 等	令 和 8 年 度	24,000
犬 鑑 札 交 付 等	令 和 8 年 度	25,000
後 期 高 齢 者 健 診	令 和 8 年 度	412,000
S D G s ・ ゼ ロ カ ー ボ ン 相 談 窓 口 運 営 等	令 和 8 年 度	35,000
生 物 多 様 性 調 査	令 和 8 年 度	16,000
野 生 動 物 等 対 策	令 和 8 年 度	74,000
大 気 ・ 水 質 環 境 監 視 測 定 等	令 和 8 年 度	75,000
ゼ ロ エ ミ ッ シ ョ ン 自 動 車 補 助 制 度 審 査 等 支 援	令 和 8 年 度	3,000
建 築 物 環 境 配 慮 計 画 評 価 結 果 確 認	令 和 8 年 度	3,000
再 エ ネ 省 エ ネ 機 器 導 入 補 助 受 付	令 和 8 年 度	10,000
家 庭 ご み 収 集 運 搬	令 和 8 年 度	5,000,000

事 項	期 間	限 度 額
大 型 ご み 収 集 セ ン タ ー 運 営 管 理	令 和 8 年 度	30,000
家庭ごみ処理手数料減免関連	令 和 8 年 度	2,400
家庭用指定ごみ袋関連事業 (袋 製 造)	令 和 8 年 度	250,000
蛍 光 管 及 び 廃 乾 電 池 回 収 ・ 処 理	令 和 8 年 度	81,000
清 掃 事 務 所 更 新	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	2,200,000
廃 ス プ レ ー 缶 等 回 収	令 和 8 年 度	40,000
動 物 死 体 収 集 運 搬	令 和 8 年 度	25,000
埋 立 処 理 場 運 営 管 理	令 和 8 年 度	148,000
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	430,000
清 掃 工 場 等 運 営 管 理	令 和 8 年 度	1,673,000
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	570,000
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	108,000

事 項	期 間	限 度 額
び ん ・ 缶 ・ ペ ッ ト ボ ト ル 等 選 別	令 和 8 年 度	1,016,000
雑 が み 等 リ サ イ ク ル	令 和 8 年 度	287,000
リサイクルプラザ運営管理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	1,958
リユース品等収集運搬	令 和 8 年 度	35,000
生ごみ及び枝・葉・草資源化	令 和 8 年 度	95,000
小 型 家 電 リ サ イ ク ル	令 和 8 年 度	15,000
不 法 投 棄 対 策	令 和 8 年 度	33,000
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	5,400
清 掃 車 両 等 購 入	令 和 8 年 度	140,000
仮 称 ） 北 部 事 業 予 定 地 一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 場 造 成	令 和 8 年 度	600,000
清 掃 工 場 整 備	令 和 8 年 度	2,200,000
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	600,000

事 項	期 間	限 度 額
	令和8年度から 令和10年度まで	1,000,000
ごみ焼却灰リサイクル	令和8年度	782,000
駒岡清掃工場整備等事業	令和8年度	286,000
	令和8年度から 令和26年度まで	1,511,275千円に廃棄物処理量の変動、金利変動、物価変動及び税制度の変更による増減額並びに消費税額及び地方消費税額を加算した額
発寒清掃工場更新	令和8年度	130,000
	令和8年度から 令和9年度まで	85,000
白石破砕工場更新	令和8年度から 令和9年度まで	2,300,000
し尿収集運搬	令和8年度	215,000
クリーンセンター運営管理	令和8年度	5,500
札幌企業SDGs推進	令和8年度	22,000
中小企業金融対策資金貸付損失補償	令和7年度から 令和24年度まで	300,000
中小企業支援センター 運営管理	令和8年度	45,000

事 項	期 間	限 度 額
事 業 承 継 支 援	令 和 8 年 度	8,800
産業振興センター運営管理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	3,854
入 居 企 業 等 支 援	令 和 8 年 度	6,500
ヘルスケアビジネス創出	令 和 8 年 度	6,000
エレクトロニクスセンター 運 営 管 理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	1,958
観 光 案 内 所 等 運 営 管 理	令 和 8 年 度	79,000
観 光 統 計 調 査	令 和 8 年 度	12,000
人 材 育 成 支 援	令 和 8 年 度	450
就 業 サ ポ ー ト セ ン タ ー 等 運 営 管 理	令 和 8 年 度	160,000
女 性 の 多 様 な 働 き 方 支 援 窓 口 運 営	令 和 8 年 度	58,000
ワ ー ク ト ラ イ ア ル	令 和 8 年 度	100,000
U I J タ ー ン 就 職 移 住 支 援	令 和 8 年 度	68,000

事 項	期 間	限 度 額
働き方改革・人材確保 支援窓口運営	令和8年度	76,000
農業支援センター圃場管理等	令和8年度	27,000
農業体験交流施設運営管理	令和8年度から 令和9年度まで	10,780
道路維持管理及び道路除雪	令和8年度	9,500,000
公共基準点維持管理	令和8年度	10,000
地 図 整 備	令和8年度	50,000
自転車等放置禁止区域等対策	令和8年度	130,000
大通周辺自転車等駐車場管理	令和8年度	1,381
舗 装 等 整 備	令和8年度	2,000,000
設 備 更 新 工 事 等	令和8年度	281,000
設備改修工事等及び工事監理	令和8年度	105,000
設 備 改 修 工 事	令和8年度	475,000

事 項	期 間	限 度 額
生 活 道 路 等 整 備	令 和 8 年 度	450,000
道 路 新 設 改 良	令 和 8 年 度	255,000
街 路 新 設 改 良	令 和 8 年 度	464,000
河 川 維 持 管 理	令 和 8 年 度	734,000
河 川 整 備	令 和 8 年 度	956,000
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	600,000
北 3 条 広 場 運 営 管 理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	690
札 幌 駅 周 辺 事 業 間 調 整	令 和 8 年 度	12,000
代 替 交 通 等 運 行	令 和 8 年 度	45,000
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	13,000
都 市 公 園 等 運 営 管 理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	118,494
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	22,836

事 項	期 間	限 度 額
	令和 8 年 度 か ら 令和 17 年 度 ま で	847,000
公 園 及 び 街 路 樹 等 総 合 維 持 管 理	令 和 8 年 度	2,875,000
都 市 林 等 総 合 維 持 管 理	令 和 8 年 度	150,000
公 園 施 設 造 成	令 和 8 年 度	40,000
花 と 緑 の ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 促 進	令 和 8 年 度	12,000
円 山 動 物 園 管 理 運 営	令 和 8 年 度	156,000
円 山 動 物 園 施 設 維 持 管 理	令 和 8 年 度	19,000
市 営 住 宅 及 び 学 校 建 築 等 の 設 計 等 査 及 び 地 盤 調 査	令和 8 年 度 か ら 令和 9 年 度 ま で	700,000
市 営 住 宅 運 営 管 理	令 和 8 年 度	780,000
	令和 8 年 度 か ら 令和 9 年 度 ま で	6,060
市 営 住 宅 使 用 料 等 債 権 収 納 業 務	令 和 8 年 度	1,500
	令和 8 年 度 か ら 令和 11 年 度 ま で	8,000

事 項	期 間	限 度 額
住 宅 エ コ リ フ ォ ー ム 審 査	令 和 8 年 度	12,000
住 宅 基 本 計 画 策 定	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	25,000
サービスク付き高齢者向け住宅 指 定 登 録 機 関 運 営	令 和 8 年 度	4,200
市 営 住 宅 維 持 更 新	令 和 8 年 度	5,798,000
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	6,679,000
市 有 建 築 物 保 守 点 検 等	令 和 8 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	1,300,000
保 全 推 進	令 和 8 年 度	7,031,000
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	980,000
特 定 天 井 対 策	令 和 8 年 度	21,000
市 民 防 災 セ ン タ ー 展 示 施 設 等 運 営	令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	254,000
新 採 用 職 員 被 服 購 入	令 和 8 年 度	4,000
多 言 語 電 話 通 訳 サ ー ビ ス	令 和 8 年 度	500

事 項	期 間	限 度 額
応 急 手 当 普 及 啓 発	令 和 8 年 度	38,000
防 火 防 災 管 理 体 制 検 証 等	令 和 8 年 度	62,000
消 防 ヘ リ コ プ タ ー 代 替 機 借 受 け	令 和 8 年 度	174,000
消 防 ヘ リ コ プ タ ー 定 期 耐 空 検 査 整 備	令 和 8 年 度	575,000
札 幌 圏 共 同 消 防 通 信 指 令 シ ス テ ム 更 新 整 備	令 和 8 年 度	230,000
消 防 署 改 築	令 和 8 年 度	1,137,000
消 防 車 両 整 備	令 和 8 年 度	205,000
ネ ッ ト ワ ー ク セ キ ュ リ テ ィ 対 策	令 和 8 年 度 か ら 令 和 12 年 度 ま で	2,200,000
車 内 放 送 広 告	令 和 8 年 度	1,000
外 国 語 指 導 助 手 関 連	令 和 8 年 度	20,000
い じ め 対 策 ・ 自 殺 予 防	令 和 8 年 度	10,000
北 方 自 然 教 育 園 運 営 管 理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	1,288

事 項	期 間	限 度 額
学校関係備品等現物支給	令和8年度	100,000
スクールバス運行等	令和8年度	160,000
体育授業他施設利用料等	令和8年度	71,000
学校環境衛生検査	令和8年度	14,000
医師面談	令和8年度	2,000
学校給食費公会計運営	令和8年度	10,100,000
	令和8年度から 令和10年度まで	60,000
生涯学習センター等運営管理	令和8年度から 令和9年度まで	13,806
青少年山の家運営管理	令和8年度から 令和9年度まで	4,550
定山溪自然の村運営管理	令和8年度から 令和9年度まで	3,134
青少年科学館等運営管理	令和8年度から 令和9年度まで	14,562
月寒公民館運営管理	令和8年度から 令和9年度まで	1,838

事 項	期 間	限 度 額
市 民 ホ ー ル 運 営 管 理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	4,428
中 央 図 書 館 等 雑 誌 購 入	令 和 8 年 度	30,000
図 書 室 ・ 図 書 コ ー ナ ー 等 運 営 管 理	令 和 8 年 度	2,600
中 央 図 書 館 大 通 カ ウ ン タ ー 運 営 管 理	令 和 8 年 度	200
学 校 施 設 整 備 に 係 る 工 事 ・ 設 計 ・ 工 事 監 理 等	令 和 8 年 度	6,234,000
	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	25,442,000
地 方 債 証 券 の 共 同 発 行 に 伴 う 連 帯 債 務	令 和 7 年 度 か ら 令 和 17 年 度 ま で	共同発行する地方債証券の総額 から札幌市負担分を除いた元金 1,177,500,000 千 円 及 び 利 子

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
公共施設バリアフリー化促進費	185,000	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は普通貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
札幌市立大学施設整備費補助金	108,000			
情報化推進費	393,000			
危機管理整備費	9,000			
区役所等施設整備費	246,000			
文化芸術施設整備費	111,000			
エルプラザ保全事業負担金	74,000			
札幌ドーム保全費	794,000			
体育施設整備費	1,290,000			
高速電車事業会計補助金	2,547,000			
高速電車事業会計出資金	3,926,000			
障がい福祉施設整備費	143,000			
母子生活支援施設整備費	8,000			
保育所等整備費	121,000			
児童相談所等整備費	1,168,000			
児童会館整備費	104,000			
老人福祉施設整備費	450,000			
保健センター整備費	2,000			
火葬場整備費	130,000			
環境保全対策事業費	148,000			
ごみ埋立地造成整備費	141,000			
清掃工場等整備費	10,349,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流通機能強化 ・ 販路拡大支援費	1,924,000			
地域総合整備資金貸付金	100,000			
道路整備費	18,715,000			
街路事業費	4,815,000			
河川整備費	1,034,000			
路面電車活用推進費	562,000			
交通施設バリアフリー化等 推進費	537,000			
空港整備負担金	124,000			
北海道新幹線建設負担金	5,052,000			
都市再開発事業費	3,420,000			
公園造成整備費	2,070,000			
緑地等整備費	48,000			
市営住宅建設整備費	4,299,000			
保全推進費	4,917,000			
市有建築物特定天井 対策費	52,000			
消防施設等整備費	5,017,000			
生涯学習施設整備費	1,000			
学校整備費	10,345,000			
合 計	85,479,000			

令和 7 年度札幌市土地区画整理会計予算

令和 7 年度札幌市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 736,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の 4 分の 1 に相当する額と定める。

令和 7 年（2025年）2 月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 土地区画整理事業収入		736,000 ^{千円}
	1 国庫支出金	209,700
	2 財産収入	831
	3 繰入金	525,191
	4 清算金収入	224
	5 諸収入	54
歳 入	合 計	736,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		736,000 ^{千円}
	1 区画整理費	645,000
	2 清算費	10,000
	3 職員費	81,000
歳 出	合 計	736,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
システム・サーバ等保守	令和8年度	1,000

令和 7 年度札幌市駐車場会計予算

令和 7 年度札幌市の駐車場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 475,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額と同額と定める。

令和 7 年（2025 年）2 月 13 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 駐 車 場 事 業 収 入		475,000 千円
	1 使 用 料	140,737
	2 繰 入 金	334,263
歳 入	合 計	475,000

歳 出

款	項	金 額
1 駐 車 場 事 業 費		475,000 千円
	1 駐 車 場 管 理 費	475,000
歳 出	合 計	475,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
円 山 公 園 駐 車 場 備 周 辺 道 路 警 備	令 和 8 年 度	千円 11,000
円 山 公 園 駐 車 場 等 理 運 営 管 理	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	1,528

令和 7 年度札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付会計予算

令和 7 年度札幌市の母子父子寡婦福祉資金貸付会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 74,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の 4 分の 1 に相当する額と定める。

令和 7 年（2025年）2 月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款							項				金 額	
1	母 福	子 祉	父 資	子 金	寡 収	婦 入					千円	
											74,000	
							1	貸 付	金 収	入	53,830	
							2	繰		入 金	19,542	
							3	繰		越 金	150	
4	諸		収 入	478								
歳 入							合 計				74,000	

歳 出

款							項							金 額	
1	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金						1	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金							千円 74,000
歳 出							合 計							74,000	

第2表 債務負担行為

事 項								期 間				限 度 額		
												千円		
母 資	子 金	父 未	子 収	寡 債	婦 権	福 回	祉 収	令	和	8	年	度	20,000	

令和 7 年度札幌市国民健康保険会計予算

令和 7 年度札幌市の国民健康保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 182,245,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の 2 分の 1 に相当する額と定める。

令和 7 年（2025年）2 月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険収入		182,245,000 ^{千円}
	1 保 険 料	29,216,235
	2 一 部 負 担 金	10
	3 国 庫 支 出 金	218,636
	4 道 支 出 金	131,766,717
	5 繰 入 金	20,795,675
	6 諸 収 入	247,727
歳 入	合 計	182,245,000

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険費		182,245,000 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	4,348,981
	2 給 付 費	131,126,962
	3 事 業 費 納 付 金	46,448,535
	4 諸 支 出 金	270,522
	5 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	182,245,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
システム・サーバ等保守	令和8年度	18,000
文書巡回集配	令和8年度	2,400
複写サービス	令和8年度	6,000
データ等処理	令和8年度	12,000
預金調査	令和8年度	7,300
物品調達	令和8年度	11,000
口座振替	令和8年度	42,000
才格ンライシステム 資格確認等システム 運営営負担金	令和8年度	16,000
駐車場代	令和8年度	1,000
特定健康診査	令和8年度	518,000

事 項	期 間	限 度 額
保 健 指 導	令 和 8 年 度	千円 21,000
シ ス テ ム 標 準 化 関 係	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	858,000

令和 7 年度札幌市後期高齢者医療会計予算

令和 7 年度札幌市の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35,388,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の 2 分の 1 に相当する額と定める。

令和 7 年（2025 年）2 月 13 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険収入		35,388,000 ^{千円}
	1 保 険 料	26,784,673
	2 繰 入 金	8,557,760
	3 諸 収 入	45,567
歳 入	合 計	35,388,000

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険費		35,388,000 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	914,381
	2 北海道後期高齢者医療 広域連合負担金	34,435,833
	3 諸 支 出 金	37,786
歳 出	合 計	35,388,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
預 金 調 査	令 和 8 年 度	千円 900
物 品 調 達	令 和 8 年 度	8,300
口 座 振 替	令 和 8 年 度	33,000
シ ス テ ム 標 準 化 関 係	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	205,000

令和 7 年度札幌市介護保険会計予算

令和 7 年度札幌市の介護保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 178,540,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の 2 分の 1 に相当する額と定める。

令和 7 年（2025 年）2 月 13 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 介護保険収入		178,540,000 千円
	1 保険料	33,987,281
	2 手数料	8,448
	3 国庫支出金	41,742,094
	4 道支出金	24,100,208
	5 支払基金交付金	45,589,206
	6 繰入金	33,075,038
	7 諸収入	37,725
歳 入	合 計	178,540,000

歳 出

款	項	金 額
1 介護保険費		178,540,000 千円
	1 総務管理費	4,819,977
	2 保険給付費	162,248,696
	3 地域支援事業費	8,953,388
	4 保健福祉事業費	431,939
	5 諸支出金	2,036,000
	6 予備費	50,000
歳 出	合 計	178,540,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
介護保険関係要介護調査	令和8年度	750,000
システム・サーバ等保守	令和8年度	9,000
	令和8年度から 令和11年度まで	20,000
預 金 調 査	令和8年度	3,000
物 品 調 達	令和8年度	22,000
システム標準化関連	令和8年度から 令和9年度まで	205,000
高齢者配食サービス	令和8年度	247,000
介護予防センター運営	令和8年度	650,000
地域包括支援センター運営	令和8年度	1,832,000
高齢者あんしんコール	令和8年度から 令和10年度まで	198,000

事 項	期 間	限 度 額
		千円
高 齢 者 等 お む つ サ ー ビ ス	令 和 8 年 度	460,000

令和 7 年度札幌市基金会計予算

令和 7 年度札幌市の基金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,093,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年（2025 年）2 月 13 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 基 金 收 入		3,093,000
	1 基 金 運 用 收 入	3,092,998
	2 諸 收 入	2
歲 入	合 計	3,093,000

歳 出

款	項	金 額
1 基 金 費		千円 3,093,000
	1 財 政 調 整 基 金 費	53,926
	2 奨 学 基 金 費	24,620
	3 小竹正剛奨学基金費	7,651
	4 特 別 奨 学 基 金 費	7,546
	5 国 民 健 康 保 険 支 払 準 備 基 金 費	14,362
	6 霊 園 基 金 費	16,834
	7 災 害 遺 児 基 金 費	7,253
	8 市営住宅整備基金費	246
	9 文化芸術振興基金費	9,000
	10 減 債 基 金 費	2,389,853
	11 地域福祉振興基金費	9,887
	12 森 林 保 全 基 金 費	9,644
	13 まちづくり推進基金費	265,599
	14 環境保全推進基金費	1,775
	15 スポーツ振興基金費	18,894
	16 地下高速鉄道基金費	2,878
	17 リサイクル推進基金費	6,820
	18 介護給付費準備基金費	32,962
	19 市 民 ま ち づ く り 活 動 促 進 基 金 費	1,308
	20 さ っ ぽ ろ 圏 人材育成・確保基金費	1,439
	21 動物園応援基金費	1,061
	22 札幌市職員退職手当 平 準 化 基 金 費	7
	23 脱炭素化推進基金費	2,516
	24 土 地 開 発 基 金 費	206,919
歳 出 合 計		3,093,000

令和 7 年度札幌市公債会計予算

令和 7 年度札幌市の公債会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 421,315,869 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年（2025 年）2 月 13 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		204,301,942 ^{千円}
	1 他 会 計 繰 入 金	145,949,531
	2 基 金 繰 入 金	58,352,411
2 市 債		217,013,927
	1 市 債	217,013,927
歳 入 合 計		421,315,869

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		145,045,000 ^{千円}
	1 他 会 計 繰 出 金	145,045,000
2 公 債 費		276,270,869
	1 公 債 費	276,270,869
歳 出 合 計		421,315,869

令和 7 年度札幌市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度札幌市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	672 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	201,130 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	258,000 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	551 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	1,066 人
(6) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 ア 医 療 器 械 購 入 等	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益	26,884,000 千円
第 1 項 医 業 収 益	24,424,374 千円
第 2 項 医 業 外 収 益	2,459,626 千円

支 出

第1款 病院事業費用	28,250,000千円
第1項 医 業 費 用	27,929,696千円
第2項 医 業 外 費 用	310,304千円
第3項 予 備 費	10,000千円
収入支出差引不足額	1,366,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額728,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	1,696,000千円
第1項 企 業 債	899,000千円
第2項 出 資 金	83,175千円
第3項 負 担 金	713,825千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	2,424,000千円
第1項 建 設 改 良 費	1,066,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,357,000千円
第3項 予 備 費	1,000千円
収入支出差引不足額	728,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
年 間 購 読 図 書	令和8年度	30,000千円
検 査 機 器 等 借 受	令和8年度	155,000千円
診 療 関 係 委 託 等 業 務	令和8年度	198,000千円
情報システム運用・保守等業務	令和8年度	285,000千円
建 物 設 備 保 守 点 検 等 業 務	令和8年度	427,000千円
医 療 機 器 保 守 点 検 等 業 務	令和8年度	606,000千円
物 品 等 購 入	令和8年度	9,129,000千円
医 事 委 託 業 務	令和8年度から 令和9年度まで	255,000千円
未 収 金 収 納 委 託 業 務	令和8年度から 令和10年度まで	2,000千円
院 内 保 育 園 運 営 委 託 業 務	令和8年度から 令和10年度まで	209,000千円
システムオペレーター委託業務	令和8年度から 令和10年度まで	253,000千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
医療器械購入費等	899,000千円	証券発行又は普通貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 (収益的支出)	10,668,984千円
(2) 交際費	90千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、557,949千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,400,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
取得する資産	器具及び備品	SPECT-CT	一式

令和7年(2025年)2月13日提出

札幌市長 秋元克広

令和 7 年度札幌市中央卸売市場事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度札幌市中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 市 場 取 扱 量

ア 水 産 物	66,818 トン
イ 青 果 物	195,527 トン

(2) 主 要 な 建 設 改 良 事 業

ア 場 内 設 備 機 器 類 更 新

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 市 場 事 業 収 益	2,345,000 千円
第 1 項 営 業 収 益	1,694,000 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	651,000 千円
支 出	
第 1 款 市 場 事 業 費 用	2,340,000 千円
第 1 項 営 業 費 用	2,241,000 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	94,000 千円
第 3 項 予 備 費	5,000 千円
収 入 支 出 差 引 残 額	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 609,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		2,180,000千円
第1項 企 業 債		1,621,000千円
第2項 出 資 金		559,000千円
支 出		
第1款 資本的支出		2,789,000千円
第1項 建 設 改 良 費		1,666,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金		1,118,000千円
第3項 予 備 費		5,000千円
収入支出差引不足額		609,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁 舎 等 清 掃	令 和 8 年 度	50,000千円
市 場 施 設 管 理 業 務	令 和 8 年 度	77,000千円
廃 棄 物 搬 出 業 務	令 和 8 年 度	59,000千円
設備機器等保守管理業務	令 和 8 年 度	129,000千円
水 産 棟 設 備 更 新	令 和 8 年 度	1,130,000千円
青 果 棟 設 備 更 新	令 和 8 年 度	350,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場 施設整備事業費	1,621,000千円	証券発行又は普通 貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期 間を含め40年以内に、 元利均等その他の方 法により償還する。 ただし、財政上の都 合等により定額以上 を償還し、又は本期 間中に未償還額の範 囲内において借り換 えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 (収益的支出)	199,879千円
(2) 交際費	100千円

(他会計からの補助金)

第10条 中央卸売市場事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、313,501千円である。

令和7年(2025年)2月13日提出

札幌市長 秋元克広

令和 7 年度札幌市軌道整備事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度札幌市軌道整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 車 両 数 36 両
- (2) 主 要 な 建 設 改 良 事 業
 - ア 電車事業所再整備
 - イ 低床車両製造

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 軌 道 整 備 事 業 収 益	1,772,000千円
第 1 項 営 業 収 益	992,000千円
第 2 項 営 業 外 収 益	768,000千円
第 3 項 特 別 利 益	12,000千円
支 出	
第 1 款 軌 道 整 備 事 業 費 用	1,818,000千円
第 1 項 営 業 費 用	1,749,000千円
第 2 項 営 業 外 費 用	64,000千円
第 3 項 予 備 費	5,000千円
収 入 支 出 差 引 不 足 額	46,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額384,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		1,666,000千円
第1項 企 業 債		329,000千円
第2項 負 担 金		1,337,000千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		2,050,000千円
第1項 建 設 改 良 費		1,677,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金		290,000千円
第3項 他 会 計 借 入 金 償 還 金		73,000千円
第4項 予 備 費		10,000千円
収 入 支 出 差 引 不 足 額		384,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、別表のとおりと定める。

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
軌道整備事業建設改良費	329,000千円	証券発行又は普通貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 (収益的支出) 92,000千円

(他会計からの補助金)

第10条 軌道整備事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,001千円である。

令和7年(2025年)2月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

別 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
路面電車活用推進事業	令和8年度から 令和12年度まで	千円 36,000
	令和8年度	1,079,000
路面電車設備改良事業	令和8年度	302,000
電車事業所再整備	令和8年度	11,000
管理運営等業務	令和8年度	635,000

令和 7 年度札幌市高速電車事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度札幌市高速電車事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 車 両 数	368 両
(2) 年間走行キロメートル	33,741 千キロメートル
(3) 年 間 輸 送 人 員	226,573 千人
(4) 1 日 平 均 輸 送 人 員	621,000 人
(5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア 南車両基地耐震改修工事	
イ 南北線さっぽろ駅改良事業	
ウ エレベーター・エスカレーター更新工事	
エ 南北線シェルター耐震改修工事	
オ 施設・車両案内表示等多言語対応事業	
カ 旅客用トイレ改良工事	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第 1 款 高 速 電 車 事 業 収 益	51,876,000 千円
第 1 項 営 業 収 益	46,504,000 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	5,372,000 千円

支 出

第1款 高速電車事業費用	43,884,000千円
第1項 営業費用	40,444,000千円
第2項 営業外費用	3,392,000千円
第3項 特別損失	8,000千円
第4項 予備費	40,000千円
収入支出差引残額	7,992,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額20,632,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	21,857,000千円
第1項 企業債	16,578,000千円
第2項 出資金	2,668,000千円
第3項 国庫補助金	1,160,666千円
第4項 他会計補助金	1,450,334千円

支 出

第1款 資本的支出	42,489,000千円
第1項 建設改良費	21,896,000千円
第2項 企業債償還金	20,573,000千円
第3項 予備費	20,000千円
収入支出差引不足額	20,632,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、別表のとおりと定める。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高速電車事業建設改良費	15,839,000千円	証券発行又は普通 貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期 間を含め40年以内に、 元利均等その他の方 法により償還する。 ただし、財政上の都 合等により定額以上 を償還し、又は本期 間中に未償還額の範 囲内において借り換 えることができる。
特 例 債	739,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、30,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 (収益的支出) 3,863,000千円

(他会計からの補助金)

第10条 高速電車事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,735,316千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、700,000千円と定める。

令和7年(2025年)2月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

別 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
変電所・電気室関係 改良事業	令和8年度から 令和11年度まで	千円 2,812,000
	令和8年度から 令和9年度まで	2,539,000
	令和8年度	135,000
建物・土木構造物関係 改良事業	令和8年度から 令和10年度まで	7,553,000
	令和8年度	2,737,000
信号通信関係改良事業	令和8年度から 令和10年度まで	2,756,000
	令和8年度	157,000
駅舎設備関係改良事業	令和8年度から 令和10年度まで	1,996,000
	令和8年度から 令和9年度まで	800,000
	令和8年度	3,307,000
駅等管理・運用業務	令和8年度から 令和10年度まで	231,000
	令和8年度	11,611,000
工場機器設備関係 改良事業	令和8年度から 令和10年度まで	108,000
	令和8年度から 令和9年度まで	68,000
	令和8年度	30,000
車両機器関係改良事業	令和8年度から 令和9年度まで	748,000
	令和8年度	1,192,000
交通局関係施設等改良事業	令和8年度	499,000

事 項	期 間	限 度 額
管 理 運 営 等 業 務	令 和 8 年 度	千円 434,000
駅 等 設 備 保 守 業 務	令 和 8 年 度	46,000
貯 蔵 品	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	41,000
	令 和 8 年 度	221,000

令和7年度札幌市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度札幌市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 世 帯 数	1,011,111世帯
(2) 年 間 配 水 量	189,390,000立方メートル
(3) 1 日 平 均 配 水 量	518,900立方メートル
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 ア 施 設 整 備 事 業	

導水施設整備

浄水施設整備

送水施設整備

配水施設整備

配水管布設 47,488メートル

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	48,163,000千円
第1項 営 業 収 益	44,886,000千円
第2項 営 業 外 収 益	3,252,000千円
第3項 特 別 利 益	25,000千円

支 出

第1款 水道事業費用	40,571,000千円
第1項 営業費用	39,590,000千円
第2項 営業外費用	793,000千円
第3項 特別損失	168,000千円
第4項 予備費	20,000千円
収入支出差引残額	7,592,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,743,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	16,024,000千円
第1項 企業債	12,000,000千円
第2項 補助金	1,015,149千円
第3項 加入金	749,936千円
第4項 負担金	258,915千円
第5項 水道施設更新積立運用金戻入	2,000,000千円

支 出

第1款 資本的支出	34,767,000千円
第1項 建設改良費	29,105,180千円
第2項 企業債償還金	5,641,820千円
第3項 予備費	20,000千円
収入支出差引不足額	18,743,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配・給水工事材料購入等	令和8年度	2,583,000千円
庁舎等清掃・管理	令和8年度	170,000千円
量水器修繕	令和8年度	255,000千円
水道施設等維持管理	令和8年度	4,315,000千円
浄水場薬品購入	令和8年度	802,000千円
管理運営等業務	令和8年度	532,000千円
水道施設機器等購入	令和8年度	20,000千円
豊平川水道水源 水質保全工事	令和8年度	137,000千円
配水施設整備工事	令和8年度から 令和9年度まで	2,455,000千円
システム構築業務	令和8年度から 令和9年度まで	511,000千円
庁舎等整備工事	令和8年度から 令和9年度まで	2,757,000千円
配水管等布設工事	令和8年度から 令和11年度まで	18,587,000千円
例規・法令検索 システム等運用	令和8年度から 令和11年度まで	4,000千円
浄水施設整備工事	令和8年度から 令和12年度まで	8,031,000千円
上下水道料金 関連業務	令和8年度から 令和12年度まで	3,137,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設整備事業費等	12,000,000千円	証券発行又は普通貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 (収益的支出) 3,743,296千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,192,076千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち1,431,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 建設改良積立金 1,431,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、4,500,000千円と定める。

令和7年(2025年)2月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

令和7年度札幌市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度札幌市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量	323,266,000 立方メートル
(2) 主要な建設改良事業	
ア 管路布設	35,767 メートル
イ ポンプ場建設整備	5 か所
ウ 処理場建設整備	11 か所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	53,366,000千円
第1項 営業収益	40,588,060千円
第2項 営業外収益	12,776,579千円
第3項 特別利益	1,361千円

支 出

第1款 下水道事業費用	51,667,000千円
第1項 営業費用	48,820,138千円
第2項 営業外費用	2,724,020千円
第3項 特別損失	92,842千円
第4項 予備費	30,000千円
収入支出差引残額	1,699,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,175,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		36,680,000千円
第1項 企 業 債		28,139,000千円
第2項 国 庫 補 助 金		1,747,500千円
第3項 国 庫 交 付 金		3,688,200千円
第4項 負 担 金		3,105,300千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		55,855,000千円
第1項 建 設 改 良 費		37,480,000千円
第2項 償 還 金		18,285,000千円
第3項 返 還 金		70,000千円
第4項 予 備 費		20,000千円
収 入 支 出 差 引 不 足 額		19,175,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、別表のとおりと定める。

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
下水道建設事業費等	28,139,000千円	証券発行又は普通貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 (収益的支出) 2,224,809千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業助成、雨水処理費への充当等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、19,372,476千円である。

令和7年(2025年)2月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

別 表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
管 理 運 営 等	令 和 8 年 度	千円 203,000
下 水 道 科 学 館 運 営 管 理	令 和 8 年 度	47,000
庁 舎 等 保 守 管 理	令 和 8 年 度	26,000
下 水 道 管 路 保 全	令 和 8 年 度	1,700,000
下 水 道 管 路 維 持 管 理	令 和 8 年 度	2,600,000
下 水 道 管 路 緊 急 補 修	令 和 8 年 度	1,600,000
汚 泥 等 運 搬	令 和 8 年 度	330,000
汚 泥 等 処 理	令 和 8 年 度	379,000
処 理 施 設 総 括 管 理	令 和 8 年 度	1,982,000
手 稲 前 田 埋 立 施 設 維 持 管 理	令 和 8 年 度	90,000
埋 設 圧 送 管 路 維 持 管 理	令 和 8 年 度	58,000
マンホールポンプ施設等 維 持 管 理	令 和 8 年 度	62,000
厚別山本地区建設発生土 一 時 堆 積 場 管 理	令 和 8 年 度	60,000
公 共 ま す 設 置	令 和 8 年 度	2,472,000

事 項	期 間	限 度 額
下水道改築工事図面作成	令和 8 年 度	千円 34,000
下水処理施設修繕	令和 8 年 度	240,000
管路布設事業その 5	令和 8 年 度	3,998,000
手稲中継ポンプ場ほか 改 築	令和 8 年 度	590,000
伏古川水再生プラザほか 改 築 そ の 2	令和 8 年 度	3,481,000
マンホールポンプ設備 改 築	令和 8 年 度	128,000
管路布設事業その 6	令和 8 年 度 か ら 令和 9 年 度 ま で	2,200,000
豊平川水再生プラザほか 改 築 そ の 2	令和 8 年 度 か ら 令和 9 年 度 ま で	13,031,000
茨戸中部中継ポンプ場ほか 改 築	令和 8 年 度 か ら 令和 9 年 度 ま で	1,245,000
西部スラッジセンターほか 改 築	令和 8 年 度 か ら 令和 10 年 度 ま で	6,713,000
定山溪水再生プラザ 運 転 管 理	令和 8 年 度 か ら 令和 11 年 度 ま で	720,000
創成川第 2 中継ポンプ場 解 体	令和 8 年 度 か ら 令和 11 年 度 ま で	835,000
新川水再生プラザ 改 築 そ の 3	令和 8 年 度 か ら 令和 11 年 度 ま で	881,000

令和7年度
各 会 計 予 算
令和7年(2025年)2月6日発行

市 政 等 資 料 番 号	01-C01-24-2642
関係部局保存期間	1 年

編集・発行 札幌市財政局財政部

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL (011)211-2212 FAX (011)218-5147

ホームページ <https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kohyo/>